

大和市告示第150号

大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年9月17日

大和市長 古谷田 力

大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認定保育施設補助金交付要綱（平成27年大和市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「掲げる」の次に「当月分の」を加え、「毎月」を「翌月の」に改め、同条第2項中「定める」を「掲げる当月分の」に、「添付し、毎月」を「翌月の」に改め、同項ただし書を削る。

別表第1、2の項及び3の項を次のように改める。

2 認定施設利用補助金	当該年度の初日の前日に4歳に達していない者のうち、保育認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下この表において「法」という。）第30条第1項に規定する保育認定子どもをいい、法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けていないものに限る。以下この表において同じ。）又は法第30条の4第2号若しくは第3号に掲げる小学校就学前教育子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（以下この表において「認定施設補助対象子ども」という。）の受入れ	当該認定施設補助対象子ども（当該認定施設に当該月の初日に在籍している者に限る。次項において同じ。）1人当たり月額10,000円（当該認定施設が定める保育料（当該保護者が法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者の場合にあつては、当該保育料から子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6第3項（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する額を控除した額。）の月額が10,000円未満である場合は当該額。次項において同じ。）
3 認定施設運営支援補助金	認定施設補助対象子どもの受入れ	当該認定施設補助対象子ども1人当たり月額10,000円

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公表の日から施行する。